

奨学金給付申請書

受付日		受付番号	
-----	--	------	--

年 月 日

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による奨学金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。  
 なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示されることに同意します。  
 私は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

申請者氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日 (満 才)	国籍	日本
住所	〒 TEL ( )				
メールアドレス	※ 記入必須 @				
在籍大学・大学院等の所属	(学部・大学院) 年	入学年月	年 月	修了予定年 月	年 月
所在地	〒 TEL ( )				
奨学生種別	該当に○印をつけてください。 1. 学部学士課程      2. 大学院修士課程・博士課程前期2年      3. 大学院博士課程後期3年				
学歴	(高校卒業より記入してください)				

他の奨学金制度受給の有無・・・有・無  
 有りの場合：制度名 [ ] 方式 [ 貸与・給付 ]

《添付必要書類》 下記項目について、それぞれ A4 縦判任意の書式で作成してください。  
 1. 奨学金を必要とする理由 (経済的状況等)  
 2. 指導教員の推薦理由 (指導教員の氏名の記載)  
 3. 理工学生としての抱負および将来への志向を 800 字以内で記載したもの (大学院生は現在の研究及び今後の研究計画も含める)  
 4. 今まで参画した、部・サークル活動、社会貢献活動について  
 5. 在学証明書・学業成績証明書 (写しで可)

申請に関する留意事項  
 1. 奨学金を必要とする事情について、選考面で生活事情の考慮を強く希望する場合は保護者の年間収入を記載した証明書を添付してください。また、東日本大震災で大きな被害を受けている申請者はその事情を記載してください。  
 2. 理工系学生としての抱負および将来への志向について  
 (1) 学士課程については、所属学科、関心のある分野、将来への志向を書いてください。  
 (2) 修士課程・博士課程前期2年の課程は、専攻名、具体的な分野や研究課題、将来への志向や抱負を書いてください。  
 (3) 博士課程後期3年の課程は、専攻名、前期課程での研究課題と成果、後期課程における研究課題とその目的、指針、研究方法および準備状況、将来への志向や抱負を書き、修士論文の抄録があれば添付してください。  
 3. 推薦文について、この奨学金は理工系学生を対象としているので、理工系学域が優先されることを理解し、推薦者はこのこととくに配慮するよう願います。

推薦者	大学名	担当教員 所属・氏名
	学長名	
	選考結果送付先 (住所・部署名)	〒 TEL ( )

注) この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

《銀行使用欄》

運営担当 確認印
-------------

精査印	登録印
-----	-----

**奨学金が支給されることとなった場合の奨学金振込口座**

**(※) 振込口座は、必ず、奨学生ご本人様名義の口座をご記入ください。**

お振込先	ゆうちょ銀行の場合は、「ゆうちょ」とご記入ください。 <input style="width:100%; height:20px;" type="text"/>	(○をおつけください) 銀行 信用金庫 信用組合 農協	ゆうちょ銀行の場合は、支店名欄には店名(3桁の漢数字)をご記入ください。 <input style="width:100%; height:20px;" type="text"/>	支店 出張所 営業部																														
	(○をおつけください) 普通 その他 (      )	口座番号	<input style="width:100%; height:20px;" type="text"/>																															
お受取人	●フリガナは、1つのマスに一文字ずつご記入ください。●カタカナ左づめでご記入ください。 ●姓と名の間は1マスあけてください。																																	
	フリガナ	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; height:20px;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td style="width:10%; height:20px;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td> </tr> </table>																																
口座名義(※)	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px;"></div> <p align="right">                     &lt;注意&gt; 口座情報に間違いがあると、奨学金の初回振込が大幅に遅れることがあります。                 </p>																																	

**反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意**

私(法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。)は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者(以下これらを「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - D. 暴力団準構成員
  - E. 暴力団関係企業
  - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - G. その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為